

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和 59 年 3 月 17 日蔵関第 252 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
輸入肥料の通関の際における取扱いについて 蔵関第 252 号 昭和 59 年 3 月 17 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 331 号 平成 16 年 3 月 26 日 <u>改正 財関第 1044 号</u> <u>令和 2 年 12 月 1 日</u>	輸入肥料の通関の際における取扱いについて 蔵関第 252 号 昭和 59 年 3 月 17 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 331 号 平成 16 年 3 月 26 日
標記のことについては、別添のとおり農林水産省農蚕園芸局長から依頼があつたので、昭和 59 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。	標記のことについては、別添のとおり農林水産省農蚕園芸局長から依頼があつたので、昭和 59 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。
別添 59 農蚕第 1213 号 昭和 59 年 3 月 14 日 12 農産第 9079 号 改正 平成 12 年 12 月 21 日 15 生産第 2459 号 改正 平成 15 年 6 月 30 日 <u>2 消安第 3724 号</u> <u>改正 令和 2 年 12 月 1 日</u>	別添 59 農蚕第 1213 号 昭和 59 年 3 月 14 日 12 農産第 9079 号 改正 平成 12 年 12 月 21 日 15 生産第 2459 号 改正 平成 15 年 6 月 30 日
大蔵省関税局長 殿 農林水産省農蚕園芸局長 輸入肥料の税関における <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 上の確認事務について	大蔵省関税局長 殿 農林水産省農蚕園芸局長 輸入肥料の税関における <u>肥料取締法</u> 上の確認事務について

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日農林省第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>標記の件については、これまで「税關における他法令の確認事務について（回答）」（昭和39年8月14日付け39農経A第6369号）によりお願いしてきたところであるが、第98回通常国会において肥料取締法の一部を改正する法律（昭和58年法律第40号）及び外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和58年法律第57号）が成立したことに伴い、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の一部が改正され、本年4月1日から施行されることとなつた。については、当該施行日以降の輸入肥料の税關における確認等は下記によりお取り扱い願いたく依頼する。</p> <p>なお、「税關における他法令の確認事務について（回答）」（昭和39年8月14日付39農経A第6369号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 肥料の品質の確保等に関する法律による規制</p> <p>(1) 普通肥料（<u>指定混合肥料</u>を除く。）を業として輸入しようとする者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けなければならぬ（<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（以下「法」という。）第4条、第5条）。</p> <p>(2) 外国において本邦に輸出される普通肥料（<u>指定混合肥料</u>を除く。）を業として生産する者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けることができ（法第33条の2第1項）、当該登録又は仮登録を受けた普通肥料（以下「外国生産肥料」という。）の輸入業者は、その事業を開始する<u>1週間前</u>までに、一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない（法第33条の4第1項及び第2項）。</p> <p>(3) <u>指定混合肥料</u>の輸入業者は、その事業を開始する<u>1週間前</u>までに一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない（法第16条の2）。</p> <p>(4) 特殊肥料の輸入業者は、その事業を開始する<u>1週間前</u>までに一定の事項を輸入の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない（法</p>	<p>標記の件については、これまで「税關における他法令の確認事務について（回答）」（昭和39年8月14日付け39農経A第6369号）によりお願いしてきたところであるが、第98回通常国会において肥料取締法の一部を改正する法律（昭和58年法律第40号）及び外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和58年法律第57号）が成立したことに伴い、肥料取締法（昭和25年法律第127号）の一部が改正され、本年4月1日から施行されることとなつた。については、当該施行日以降の輸入肥料の税關における確認等は下記によりお取り扱い願いたく依頼する。</p> <p>なお、「税關における他法令の確認事務について（回答）」（昭和39年8月14日付39農経A第6369号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 肥料取締法による規制</p> <p>(1) 普通肥料（<u>指定配合肥料</u>を除く。）を業として輸入しようとする者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けなければならぬ（<u>肥料取締法</u>（以下「法」という。）第4条、第5条）。</p> <p>(2) 外国において本邦に輸出される普通肥料（<u>指定配合肥料</u>を除く。）を業として生産する者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けることができ（法第33条の2第1項）、当該登録又は仮登録を受けた普通肥料（以下「外国生産肥料」という。）の輸入業者は、その事業を開始する<u>2週間前</u>までに、一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない（法第33条の4第1項及び第2項）。</p> <p>(3) <u>指定配合肥料</u>の輸入業者は、その事業を開始する<u>2週間前</u>までに一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない（法第16条の2）。</p> <p>(4) 特殊肥料の輸入業者は、その事業を開始する<u>2週間前</u>までに一定の事項を輸入の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない（法</p>

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵閣第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																
<p>第22条)。</p> <p>2 確認の内容</p> <p>(1) 普通肥料（<u>指定混合肥料</u>及び外国生産肥料を除く。）の輸入通関に際しては、登録証（別紙様式1）若しくは仮登録証（別紙様式2）又は登録若しくは仮登録がなされている旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（以下「代替証明書」という。）（別紙様式3）を輸入関係書類と対査確認すること。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>指定混合肥料</u>の輸入通関に際しては、<u>当該指定混合肥料</u>の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式7）を輸入関係書類と対査確認すること。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>別紙様式1（登録証）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">登録証</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称及び住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録番号</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">輸第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録の有効期限</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">肥料の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">肥料の名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保証成分量（%）</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の規格</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印</td> </tr> </table> <p>備考：1. 登録肥料が外国生産肥料の場合には、「登録番号 輸第 号」とあるのは「登録番号 外第 号」とし、「肥料の品質の確保等に関する法律第7条」とあるのは「肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第7条」とする。</p>	登録証		氏名又は名称及び住所		登録番号	輸第 号	登録年月日	年 月 日	登録の有効期限	年 月 日	肥料の種類		肥料の名称		保証成分量（%）		その他の規格		肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。		年 月 日		農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印		<p>第22条)。</p> <p>2 確認の内容</p> <p>(1) 普通肥料（<u>指定混合肥料</u>及び外国生産肥料を除く。）の輸入通関に際しては、登録証（別紙様式1）若しくは仮登録証（別紙様式2）又は登録若しくは仮登録がなされている旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（以下「代替証明書」という。）（別紙様式3）を輸入関係書類と対査確認すること。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>指定混合肥料</u>の輸入通關に際しては、<u>当該指定混合肥料</u>の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式7）を輸入関係書類と対査確認すること。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>別紙様式1（登録証）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">登録証</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称及び住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録番号</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">輸第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録の有効期限</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">肥料の種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">肥料の名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保証成分量（%）</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の規格</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">肥料取締法第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印</td> </tr> </table> <p>備考：1. 登録肥料が外国生産肥料の場合には、「登録番号 輸第 号」とあるのは「登録番号 外第 号」とし、「肥料取締法第7条」とあるのは「肥料取締法第33条の2第6項において準用する同法第7条」とする。</p>	登録証		氏名又は名称及び住所		登録番号	輸第 号	登録年月日	年 月 日	登録の有効期限	年 月 日	肥料の種類		肥料の名称		保証成分量（%）		その他の規格		肥料取締法第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。		年 月 日		農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印	
登録証																																																	
氏名又は名称及び住所																																																	
登録番号	輸第 号																																																
登録年月日	年 月 日																																																
登録の有効期限	年 月 日																																																
肥料の種類																																																	
肥料の名称																																																	
保証成分量（%）																																																	
その他の規格																																																	
肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。																																																	
年 月 日																																																	
農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印																																																	
登録証																																																	
氏名又は名称及び住所																																																	
登録番号	輸第 号																																																
登録年月日	年 月 日																																																
登録の有効期限	年 月 日																																																
肥料の種類																																																	
肥料の名称																																																	
保証成分量（%）																																																	
その他の規格																																																	
肥料取締法第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。																																																	
年 月 日																																																	
農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印																																																	

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵関第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2. (省略)	2. (同左)
別紙様式2 (仮登録証)	別紙様式2 (仮登録証)
仮登録証 氏名又は名称及び住所 登録番号 仮輸第 号 登録年月日 年 月 日 登録の有効期限 年 月 日 肥料の名称 保証成分量 (%) その他の規格 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第8条の規定に基づき上記のとおり仮登録したことを証する。 年 月 日 農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印	仮登録証 氏名又は名称及び住所 登録番号 仮輸第 号 登録年月日 年 月 日 登録の有効期限 年 月 日 肥料の名称 保証成分量 (%) その他の規格 <u>肥料取締法</u> 第8条の規定に基づき上記のとおり仮登録したことを証する。 年 月 日 農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 印
備考： 仮登録肥料が外国生産肥料の場合には、「登録番号 仮輸第号」とあるのは「登録番号 仮外第 号」とし、「 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第8条」とあるのは「 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第33条の2第6項において準用する同法第8条」とする。	備考： 仮登録肥料が外国生産肥料の場合には、「登録番号 仮輸第号」とあるのは「登録番号 仮外第 号」とし、「 <u>肥料取締法</u> 第8条」とあるのは「 <u>肥料取締法</u> 第33条の2第6項において準用する同法第8条」とする。
別紙様式3 (普通肥料の登録 (仮登録) 証明書)	別紙様式3 (普通肥料の登録 (仮登録) 証明書)
証明願 (A) 農林水産省消費・安全局長 殿 年 月 日 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印 弊社(私)は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第4条第4項(第5条)の規定により、下記肥料について輸入登録(輸入仮登録)を受けていることを証明願います。 なお、この書類の提示先は○○の予定です。 記 <input type="checkbox"/> 登録番号(仮登録番) <input type="checkbox"/> 登録(仮登録)の有効 <input type="checkbox"/> 肥料の種類 <input type="checkbox"/> 肥料の名称	証明願 (A) 農林水産省消費・安全局長 殿 年 月 日 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印 弊社(私)は、 <u>肥料取締法</u> 第4条第3項(第5条)の規定により、下記肥料について輸入登録(輸入仮登録)を受けていることを証明願います。 なお、この書類の提示先は○○の予定です。 記 <input type="checkbox"/> 登録番号(仮登録番) <input type="checkbox"/> 登録(仮登録)の有効 <input type="checkbox"/> 肥料の種類 <input type="checkbox"/> 肥料の名称

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵関第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前																			
号)	期限			号)	期限																		
		番 年 月 日				番 年 月 日																	
上記のとおり相違ないことを証明する。 農林水産省消費・安全局長 印				上記のとおり相違ないことを証明する。 農林水産省消費・安全局長 印																			
備考：1～3 (省略)				備考：1～3 (同左)																			
別紙様式4（外国生産肥料の登録（仮登録）証明書）																							
証明願（B）				証明願（B）																			
農林水産省消費・安全局長 殿 年 月 日				農林水産省消費・安全局長 殿 年 月 日																			
住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印				住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印																			
弊社（私）は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第33条の2第1項の規定により、下記肥料について、外国生産肥料の登録（仮登録）を受けていますことを証明願います。				弊社（私）は、 <u>肥料取締法</u> 第33条の2第1項の規定により、下記肥料について、外国生産肥料の登録（仮登録）を受けていることを証明願います。																			
なお、この書類の提示先は〇〇の予定です。 記				なお、この書類の提示先は〇〇の予定です。 記																			
<table border="1"> <tr> <td>登録番号(仮登録番号)</td> <td>登録(仮登録)の有効期限</td> <td>肥料の種類</td> <td>肥料の名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称					<table border="1"> <tr> <td>登録番号(仮登録番号)</td> <td>登録(仮登録)の有効期限</td> <td>肥料の種類</td> <td>肥料の名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称				
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称																				
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称																				
番 年 月 日				番 年 月 日																			
上記のとおり相違ないことを証明する。 農林水産省消費・安全局長 印				上記のとおり相違ないことを証明する。 農林水産省消費・安全局長 印																			
備考：1～3 (省略)				備考：1～3 (同左)																			
別紙様式5（国内管理人の届出証明書）																							
証明願（C）				証明願（C）																			

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日農関第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
年　月　日	年　月　日								
農林水産省消費・安全局長 殿	農林水産省消費・安全局長 殿								
住所	住所								
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	氏名 (名称及び代表者の氏名) 印								
弊社(私)は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第33条の2第2項の規定により、下記肥料の登録(仮登録)に係る国内管理人として選任され、届出されている者であることを証明願います。	弊社(私)は、 <u>肥料取締法</u> 第33条の2第2項の規定により、下記肥料の登録(仮登録)に係る国内管理人として選任され、届出されている者であることを証明願います。								
なお、この書類の提示先は○○の予定です。	なお、この書類の提示先は○○の予定です。								
記	記								
1. 登録(仮登録)を受けた者の氏名又は名称	1. 登録(仮登録)を受けた者の氏名又は名称								
2. 登録(仮登録)を受けた肥料	2. 登録(仮登録)を受けた肥料								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">登録番号(仮登録番号)</td> <td style="padding: 2px;">登録(仮登録)の有効期限</td> <td style="padding: 2px;">肥料の種類</td> <td style="padding: 2px;">肥料の名称</td> </tr> </table>	登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">登録番号(仮登録番号)</td> <td style="padding: 2px;">登録(仮登録)の有効期限</td> <td style="padding: 2px;">肥料の種類</td> <td style="padding: 2px;">肥料の名称</td> </tr> </table>	登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称						
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称						
番　年　月　日	番　年　月　日								
上記のとおり相違ないことを証明する。	上記のとおり相違ないことを証明する。								
農林水産省消費・安全局長 印	農林水産省消費・安全局長 印								
備考：1～3 (省略)	備考：1～3 (同左)								
別紙様式6 (外国生産肥料輸入業者の届出証明書)									
証明願 (D)	証明願 (D)								
年　月　日	年　月　日								
農林水産省消費・安全局長 殿	農林水産省消費・安全局長 殿								
住所	住所								
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	氏名 (名称及び代表者の氏名) 印								
弊社(私)は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第33条の4第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る外国生産肥料輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。	弊社(私)は、 <u>肥料取締法</u> 第33条の4第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る外国生産肥料輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。								
なお、この書類の提示先は○○の予定です。	なお、この書類の提示先は○○の予定です。								

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵関第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																																									
<p>記</p> <p>1. 登録（仮登録）を受けた者の氏名又は名称 2. 登録（仮登録）を受けた肥料</p> <table border="1"> <tr> <td>登録番号(仮登録番号)</td> <td>登録(仮登録)の有効期限</td> <td>肥料の種類</td> <td>肥料の名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">番 号 年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">農林水産省消費・安全局長 印</p> <p>備考：1～3（省略）</p>		登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称					<p>記</p> <p>1. 登録（仮登録）を受けた者の氏名又は名称 2. 登録（仮登録）を受けた肥料</p> <table border="1"> <tr> <td>登録番号(仮登録番号)</td> <td>登録(仮登録)の有効期限</td> <td>肥料の種類</td> <td>肥料の名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">番 号 年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">農林水産省消費・安全局長 印</p> <p>備考：1～3（同左）</p>		登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称																												
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称																																								
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称																																								
<p>別紙様式7（<u>指定混合肥料</u>輸入業者の届出証明書）</p> <table border="1"> <tr> <td>証明願（E）</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>農林水産省消費・安全局長 殿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名（名称及び代表者の氏名）印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">弊社（私）は、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る<u>指定混合肥料</u>輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、この書類の提示先は○○の予定です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>肥料の名称</td> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">番 号 年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p>		証明願（E）	年 月 日	農林水産省消費・安全局長 殿		住所		氏名（名称及び代表者の氏名）印		弊社（私）は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る <u>指定混合肥料</u> 輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。		なお、この書類の提示先は○○の予定です。		記		肥料の名称	届出年月日			番 号 年 月 日		<p>別紙様式7（<u>指定配合肥料</u>輸入業者の届出証明書）</p> <table border="1"> <tr> <td>証明願（E）</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>農林水産省消費・安全局長 殿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名（名称及び代表者の氏名）印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">弊社（私）は、<u>肥料取締法</u>第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る<u>指定配合肥料</u>輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、この書類の提示先は○○の予定です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>肥料の名称</td> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">番 号 年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p>		証明願（E）	年 月 日	農林水産省消費・安全局長 殿		住所		氏名（名称及び代表者の氏名）印		弊社（私）は、 <u>肥料取締法</u> 第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る <u>指定配合肥料</u> 輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。		なお、この書類の提示先は○○の予定です。		記		肥料の名称	届出年月日			番 号 年 月 日	
証明願（E）	年 月 日																																										
農林水産省消費・安全局長 殿																																											
住所																																											
氏名（名称及び代表者の氏名）印																																											
弊社（私）は、 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る <u>指定混合肥料</u> 輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。																																											
なお、この書類の提示先は○○の予定です。																																											
記																																											
肥料の名称	届出年月日																																										
番 号 年 月 日																																											
証明願（E）	年 月 日																																										
農林水産省消費・安全局長 殿																																											
住所																																											
氏名（名称及び代表者の氏名）印																																											
弊社（私）は、 <u>肥料取締法</u> 第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る <u>指定配合肥料</u> 輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。																																											
なお、この書類の提示先は○○の予定です。																																											
記																																											
肥料の名称	届出年月日																																										
番 号 年 月 日																																											

新旧対照表

【輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵関第252号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
農林水産省消費・安全局長 印	農林水産省消費・安全局長 印
備考：1・2 (省略)	備考：1・2 (同左)